

日本料理海外普及人材育成事業実施要領のスキーム

農林水産省(食料産業局長)

法務省、厚生労働省

①実習計画を
共同で申請

②実習計画を
認定

④**監査**
(必要と認
めるとき)

⑧**受入状況
報告** (関係省
庁含む)

⑨活動終了
及び帰国を
報告

⑩特定日本料理調理活動を
終了した**外国人調理師**に関
する情報を提供

取組実施機関(調理師養成施設)

【要件】 ①実習計画を策定・実施する人員体制
②健全、安定的な経営状況

③**監査**
(少なくとも半年に1回)

⑦**受入状況
報告**

受入機関(日本料理の提供事業者)

【要件】
①実習計画を実施できる施設、②健全、安定的な経営状況、
③労働関係法令等の遵守 等

⑤**面接**
(監査を補完)

⑥**相談、
苦情**

日本料理の調理業務に労働者として従事

調理の技能を指導

外国人調理師(留学生)

【要件】
①素行が善良、②日本料理修得の意思・意欲、③18歳以上 等

日本食レストラン海外普及推進機構

特定日本料理調理活動を終了した外国人調理師の情報を**海外の支部、会員事業者**に伝達することにより、当該外国人調理師の現地店舗での採用等、**日本食及び食文化の普及活動の機会**を提供

実習計画の内容

- 1 日本料理の知識及び技能の修得のための計画及び施設に関する事項
- 2 在留中の住居の確保に関する事項
- 3 日本料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項
- 4 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
- 5 外国人調理師との面接及び外国人調理師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項
- 6 外国人調理師の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
- 7 特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

認定の要件

- 1 計画の内容が期間全体を通じて効果的な日本料理の知識及び技能の修得が可能と認められること
- 2 日本料理の修得期間を2年以内としていること
- 3 受入れ人数を1事業所当たり2人以内としていること
- 4 日本人と同等額以上の報酬を受けること 等